

## 被災者見守り・相談支援事業 専門職・アドバイザー派遣事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岡山県くらし復興サポートセンター（以下、「本センター」という。）において、平成30年7月豪雨による被災者支援を行う被災者見守り・相談支援事業の実施者及び実施センターと、平成30年7月豪雨により支援を必要とする自治体や社会福祉協議会（以下「実施センター等」という。）に対し、被災者の生活再建に向けて、被災者に寄り添った支援につながることを目的に、専門職やアドバイザー（以下「アドバイザー等」という。）を派遣する事業を実施するものとし、必要な事項を定めるものとする。

### (内容)

#### 第2条 (1)派遣対象内容

実施センター等における会議や研修等での指導や助言、相談対応等とする。

#### (2)アドバイザー等の選定

派遣依頼の内容により、本センターが各種団体等と連携し選定する。ただし、派遣依頼する実施センター等からアドバイザー等として希望する方の申し出があった場合は、本センターにおいて必要と認めた場合、選定することができる。

なお、アドバイザー等は、以下の職種等を想定する。

- ア 先災地での支援活動経験者
- イ 弁護士
- ウ 司法書士
- エ ファイナンシャルプランナー
- オ 社会福祉士
- カ 介護福祉士
- キ 精神保健福祉士
- ク その他、本センターが必要と認めた者

#### (3)アドバイザー等の派遣人数

派遣依頼の内容により、本センターが各種団体等と連携し、決定する。

#### (4)アドバイザー等への費用負担

本センターは、アドバイザー等派遣に対し、次の費用を負担する。

- ア アドバイザー等への報酬
- イ アドバイザー等への旅費

### (手続き)

#### 第3条 (1)申請書の提出

アドバイザー等の派遣を依頼する実施センター等は、派遣日の15日前までに「被災者見守り・相談支援事業 専門職・アドバイザー派遣申請書」（様式第1号）を本センターへ提出する。

#### (2)決定の通知

本センターは、様式第1号を受領後、内容を確認し、アドバイザー等の調整を行

## 被災者見守り・相談支援事業 専門職・アドバイザー派遣事業実施要領

い、申請した実施センター等へ「被災者見守り・相談支援事業 専門職・アドバイザー派遣決定書」(様式第2号)により通知する。

### (3)実施報告書の提出

アドバイザー等派遣の決定を受けた実施センター等は、派遣日から起算して30日を経過した日又は派遣の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、「被災者見守り・相談支援事業 専門職・アドバイザー派遣実施報告書」(様式第3号)を本センターあて提出する。

### (4)費用の支払い

本センターは、受領した書類を審査し、適正と認めるときは、直接アドバイザー等の口座に費用を振込む。ただし、アドバイザー等から所属する団体等への振込を希望された場合は、その希望に添うよう対応する。

### (事務の処理)

第4条 アドバイザー等の派遣に関する事務は、本センターにおいて処理する。

### (指導及び助言)

第5条 本センターは、アドバイザー等を派遣した実施センター等に対し、この要領による派遣の目的達成のため必要な限度において、指導又は助言をすることができる。

### (派遣の取消し)

第6条 本センターは、アドバイザー等の派遣を決定した実施センター等が、この要領による派遣の目的に反したとき、又は派遣の目的を達成することができないと認めるときは、派遣の取消しをすることができる。

2 本センターは、前項の規定による派遣の取消しを決定したときは、その旨をアドバイザー等の派遣の決定をした実施センター等に通知する。

### (アドバイザー等の責務)

第7条 アドバイザー等は、本事業の業務実施によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (事業実施期間)

第8条 本事業の実施期間は、本センターが被災者見守り・相談支援事業に係る市町村支援業務を受託している期間とする。

### (委任)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、本センター長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。